

豊田市畜産振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、畜産の振興対策に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的、事業内容及び補助率)

第2条 この要綱に基づき補助金を交付する事業の種類、目的、補助対象事業者、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊田市畜産振興対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に各補助事業の事業計画書兼実績報告書を添えて、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、申請することができる。

(交付額の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、豊田市畜産振興対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で豊田市税の収納状況を確認することができる。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付すことができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長はあいち電子申請・届け出システムにより、通知することができる。

(交付の除外要件)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と

関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 豊田市税を滞納しているとき。

（補助金の交付等）

第6条 第4条の決定通知を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をし、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

（帳簿等の整備・保存）

第7条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、（国費を伴う事業については、10年間）これを保存しておかなければならない。

（検査）

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類等を検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助金の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 第8条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (5) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業の種類	目 的	補助対象事業者	補助対象経費	補助額・限度額	備考
酪農ヘルパー 円滑化事業	酪農従事者の休日確保、資質の向上、後継者の育成を図る。	豊田酪農ヘルパー 利用組合	豊田酪農ヘルパー利用組合の運営、ヘルパー要員確保、研修等に要する費用。ただし、市内の畜産農家分に限る。	1/20	按分方法 申請年度の3月31 日時点の組合員構成 割合 による
家畜導入 奨励事業	家畜の改良を目的にした優良種畜の導入を図ることにより、質の高い畜産物の生産を促進し、畜産経営の安定・向上に資する。	畜産農家	適正な畜ふん処理利用を行っている畜産農家が、次に掲げる家畜を導入する際の購入費（消費税相当額及び地方消費税に相当する額を除く）（※注1） （1）血統登録された乳用牛（飼育頭数の20%以内の未經産牛に限る。） （2）和牛登録された肉用牛（繁殖用の雌牛の未經産牛に限る。）	2/10 上限1頭当たり 20万円	市外畜舎に家畜を導入する場合は対象外とする
後継牛確保 対策事業	計画的な搾乳後継牛の確保を図ることで、より高度な畜産経営の推進を図る。	農業協同組合	一定の成績をもったホルスタイン種又はジャージー種について雌雄判別精液又は雌雄判別受精卵の導入にかかる経費。ただし、市内の畜産農家分に限る。	1本当たり 1,000円	

配合飼料価格安定制度加入支援事業	飼料価格の安定を目的とした基金制度への加入を促進することにより、畜産農家の経営安定化を図る。	畜産農家	配合飼料価格安定基金制度において、契約数量に応じて畜産農家（※注2）が納付する積立金（市外農場分相当額を除く）	基金年間契約数量 1t 当たり 200 円を 乗じて得た額	
------------------	--	------	---	-------------------------------------	--

注1 対象となる畜産農家は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 市内に住所のある個人又は市内に事務所若しくは事業所のある法人
- (2) 家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜の飼養頭数を愛知県知事へ報告している者
- (3) 乳用牛については導入後4年間、肉用牛については導入後6年間は、第三者への譲渡又は転貸をしないこと。
- (4) (3)の期間中に、導入した牛に次のことが生じた場合は、補助事業者は遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。
 - ①導入した牛に、盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事故があったとき。
 - ②畜産農家が疾病等により飼養管理を継続することが不可能となったとき。
- (5) 盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事故が、助成を受けた畜産農家の責めによらない事由で生じた場合、補助事業者が判断した場合、獣医師の診断書等の証拠書類を添付し事故等について市長に報告する。その結果畜産農家の責めに帰すべき事由により生じたものでないと市長が判断した場合、交付した補助金の返還を免除する。ただし、盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事故が畜産農家の責めに帰すべき事由により生じたものと市長が判断した場合、補助事業者は交付した補助金を返還するものとする。

注2 対象となる畜産農家は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 市内に住所のある個人又は市内に事務所若しくは事業所のある法人

- (2) 家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜の飼養頭数を愛知県知事へ報告している者
- (3) 年間を通して配合飼料価格安定基金制度に加入していること。

